ナ

二復業第二〇号ノ一五
舞機復第二号

昭和二十二年四月二日

舞鶴引揚援護局復員部第二復員課長

寫

各地方復員残務処理部復員業務課長殿

死亡者に関する件通知（第一報）

左記は「ナホトカ」より舞鶴に帰還した各頭書の者の申告によるものである。

記

申告者の所属	等級	氏名	帰郷先
		[redacted]	[redacted]

死亡者の所属	等級	氏名	死亡区分	病名	死亡年月日	死亡場所	本籍地	記事
	一水	[redacted]	病死	栄養失調	21.1	建古	[redacted]	確認

資料及所見

12-7-18

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及職業	花岡 [redacted] 職業不明
所属部隊	歩兵第[redacted]聯隊
役種	現役 兵種 [redacted] 兵
官等級	上等兵 氏名 [redacted] 入隊年月日 不明
戦死年月日	不明
勤務概要	不明
負傷年月日	昭和二十年六月十七日
負傷部位	右大腿部
負傷戦闘	沖縄嘉手納飛行場

昭和三十年一月十日厚生省五五陸軍病院ニ於テ

死時ノ狀況　加療中ノ為戰病死

死亡年月日時刻　昭和二年一月一日　關東第五五陸軍病院

記事　遺骨ハ滿地復員ニ携帶シ

右申告ス

昭和二年一月一六日

申告者	[redacted]
所屬部隊	有田
氏名	[redacted]
本籍地	[redacted]
戸籍番号	何等級海軍特別陸戰隊

60-40

5111

舞機復二第七號の一二六

昭和二十三年五月十七日

舞鶴引揚援護局復員部第二復員課長

各地方復員残務処理部復員業務課長殿

死没者に関する件通知（第二〇報）

記

記載の「アホトカ」より舞鶴に帰還した各頭書の者の申告によるものである

申告者の所属	等級	氏名	所属	等級	氏名	死亡者の所属	等級	氏名	死亡年月日	死亡場所	死亡区分
陸軍少将		[redacted]				第一水雷戦隊		[redacted]	昭二十年八月十日	延吉	病死

病名	発病年月日	発病場所	本籍地	記事
栄養失調			[redacted]	死亡者は戦犯扱ス

128-10

5112

26

戦死者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	[redacted]
所属部隊	朝鮮元山航空隊
役種	航空技術
官等級	上等兵 技術兵
戦地到着年月日	民籍 [redacted]
勤務ノ概要	入隊後第[illegible]部隊ニ配属 不明
受傷(発病)年月日	昭和二十年十二月十四日
受傷部位(病名)	右眼失明
受傷(発病)ノ原因	軍務遂行ニ伴フ公務ニ基ク[illegible]中 下痢ニ基ク[illegible]ニ伴フ[illegible]

戦死者[illegible]

死亡年月日時刻 昭和三十一年一月二日 場所 中華民国 [illegible]

記事

死体埋葬に付遺骨無し（埋葬地不明）

中華民国[illegible]

右申告ス

昭和三十一年[illegible]月[illegible]日

申告者			
本籍地	住所	所属部隊	資格
[redacted]	[redacted]	朝鮮第二四四部隊	陸軍伍長
			入籍者ノ
			氏名

（終）

6400

長崎世二課第 第の九九

昭和二十二年二月五日

長崎地方世話部第二復員課

死亡者調書

申告者 [redacted]

元陸軍伍長 [redacted]

死亡者

所属	等級	氏名	已分	病名	年月日	場所	本籍地
元山空	整長	[redacted]	病死	栄養失調	四八	長崎医大	[redacted]

[redacted]

159

佐世保地方復員援務處理部

No.

死亡現認証明書（写）

本籍地 [redacted]

氏名 [redacted]

右之者昭和三十一年一月十日満洲延吉收容所第一病院に於て栄養失調症にて死亡し昭和三十一年一月十日現地に埋葬したることを現認す

昭和三十一年一月十一日

現住所 [redacted]

現認者身分 元延吉收容所死亡者係

氏名 [redacted]

22-14

三重縣津市堀端通
三重地方世話部第一課

死亡者調書

課長

本籍	池
現住所	[redacted]
所屬部隊	吳海兵團
兵種	海軍水兵
役種	
入籍年月日	[redacted]
氏名	[redacted]
生年月日	
海軍大臣	
昭和二年十月十日	海軍水兵
昭和二年十月十日	海軍水兵
昭和二年十月十日	海軍水兵

昭和　年　月　日

本籍地
現住所
所属部隊　滿州第八六九部隊
氏名　[redacted]
官等級　伍長
入籍番号

備考

(一) 本調査ハ部隊長ノ職務取扱者ナル吳代方復員同人事部長死亡通報ヘキ責任者ニ於テ知得シタルコトヲ認ムルモノニシテ記載ス

(二) 吳鎮在籍ノ特務士官、准士官、下士官ニハ部載ス

(三) 同府縣人ハ勿論他府縣出身者ニ就イテモ記載ス

(四) 知得シタル範囲ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス

(五) 他人ヨリ聞キテ承知シタル事項ハ各欄内ニ相手方ヲ記載ス

4

2010

舞復連第二號の五

昭和二十二年四月十五日

舞鶴上陸地連絡所長

各復残務処理部復員業務課長殿

死没者に関する件通知（第　號）

左記は「アポトカ」より舞鶴に帰還した各項書の者の申告によるものである。

遺骨護送者

記

護送者の所属部隊	等級	氏名	所属	死亡者の所属部隊	等級	氏名	死亡区分	病名	死亡年月日時	死亡場所	本籍地	記事
元山特根	上水	[redacted]	敬郷	特根	水長	[redacted]	病死	急性肺炎	21.1.13	敦賀	[redacted]	遺骨護送

先

昭和二十二年 7月 10日 (第 [illegible] 號)

死亡者調査表

昭和二十二年 七月 十日調製

[illegible]

[illegible]

[illegible]

死亡現認證明書

昭和二十二年十月十日調製

死亡場所 [illegible]

死亡年月日 昭和二十二年一月十二日

死亡者 [illegible]

死亡者 [illegible]

死亡者 [illegible]

370

第一部の三八の月の二八九

現況不明者消息調査依頼票　　其地方復員局人事部

年　月　日

申告者	現住所	[redacted]							
	元等級	陸軍軍曹	氏名	[redacted]					
本人	本籍地	[redacted]	等級	氏名	入籍番號	戦時特殊又ハ入籍番號			
	所轄名	三五四部隊	同令和年月日	不明	特技等	入團隊	令和年月日	部隊名	[redacted]
	参考事項	[redacted]							
回答欄	死亡年月日	昭和二十一年一月十六日							
	死亡場所	閉鎖指定解除							
	死亡状況								
其の他									

(註)(一)戦死者行方不明年月日及び其の場所又は戦況も明確に知得しておられない場合は推定として結構です

(二)消息を確認しない他人から得た戦没事実があるも必ず記載をいたしたい

(三)本県以外でも戦没公表未済者を御存じの際は追記して下さい

(四)其地の復員局人事部履歴送達して下さい

未處理者消息究明調査

調査区分	全国名簿頁	異役名簿頁
残	215	52

異地方復員業務処理部

部隊	年級	氏名	入隊年月	本籍地
干珠	二曹	[redacted]	[redacted]	留守担当官 [redacted]

学歴	特技	入国前の職業	職歴	年月日	記事
高卒		職工		18.8.10	大竹国入国
				18.11.15	訓練普定作業習生
				19.4.20	干珠
				20.5.1	兵長
				20.9.1	二曹

家族	続柄	年令	職業	住所	家族及の現状
父	[redacted]				○

帰国出発年月日	2回	2.1回	3回	3.1回	4回	4.1回
	○	×	○	×		

1-C
2-B

種別番号 125

年月日	場所	状況	発表	被検者現住所・氏名
24.6.25	タレントン	24.6.25「タレントン」へ行った	甲	和歌山二世寄附
24.10.	富坪健太		甲	舞上達

125	433	
215	125	
52	215	
[redacted]	[redacted]	
三	三	
甲		
[redacted]	[redacted]	

苦しいので自分を偽り延期送られた者の為チブスに罹り入院
ちょうど一上旬自分ケ退院する時入り同病となる
いた常夫に者診チブスに依り相当衰弱していたので
多分の死亡したものと思ふ

24ノ中旬延期三院奉務ナカス地
現認候者
寒院期日場所不明（別有）
自分ノ被告ガ出ていたコトハ事実
だが被告者に従事していた者は一人も
居なかった

元陸軍左官

24-10

260

63

死没者調書

本籍地 [redacted]

最後住所 [redacted]

所属部隊 [illegible]

兵種 [illegible]

階級 [illegible]

氏名 [redacted]

戦地到着年月日

勤務概要

受傷疾病年月日 [illegible]

受傷部位 [illegible]

死亡年月日 [illegible]

[illegible]

戦死時状況

[illegible]

記事

手榴弾ニテ自決セリ。中隊長同上[illegible]
手榴弾ニテ[illegible]

遺骨ハ福岡県人[illegible]

右申告ス

昭和二十一年十二月吉日

申告者	本籍地	[redacted]
	住所又ハ郵便局	〃
	所属部隊	第[illegible]師団[illegible]隊
	常勤級	陸軍少尉
	氏名	[redacted]
	人番号	[redacted]

280-10

死亡者調査表

昭和二十二年七月十日調査

[redacted]

5128

262

22
145

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	[redacted]
所属部隊	陽子江方面特別根據地隊
役種	軍属
官等級	給仕
戦地到着年月日	[redacted]
勤務概要	
受傷(発病)年月日	昭和17年7月14日
受傷部(病名)	胃潰瘍
受傷又ハ発病ノ原因	

22年2月24日発送

入籍番号 1

兵種 1

生年月日

代名

戦死時ノ状況
死亡年月日時刻
場所

昭和二十一年一月二十日 中華民国湖北省漢口
遺骨ヲ還ス（福地復人ニ渡済）

記事

在中邦人

申	[redacted]
本籍地	[redacted]
告	[redacted]
知先	[redacted]
陸軍部隊	漢口在勤陸軍武官府
官等級	理事生
氏名	[redacted]
戸籍番号	

昭和二十二年 第四 月 十 日

終

[redacted]

463

死亡者の件報告

十二月一日送付

元山海軍港務隊

海軍大佐長

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死亡現認證明書

昭和二十二年十月十八日調製

死亡者	勤務場所	朝鮮採炭株式會社丹燃料廠	死亡場所	滿洲延吉市二病院
	本籍地	[redacted]	死亡年月日	昭和二十一年一月二十五日
	氏名	[redacted]	漢字名	發彦テクス
	遺骨遺留品	現地ニ埋葬	發病年月日	昭和二十一年一月十一日
現認者	[redacted]	右ノ者ハ昭和二十年十二月中旬ニ病院ノ作業現場ニテ死亡シタル者ニ相違ナシ		
認理由	特ニ死亡者ニ関シ重大ナル利害関係ヲ有スル者ニ非ズ			
證明書	元所屬部隊	滿洲第一六二部隊		
	本籍地	[redacted]		
	現住所	[redacted]		
	陸軍伍長	[redacted]		

118

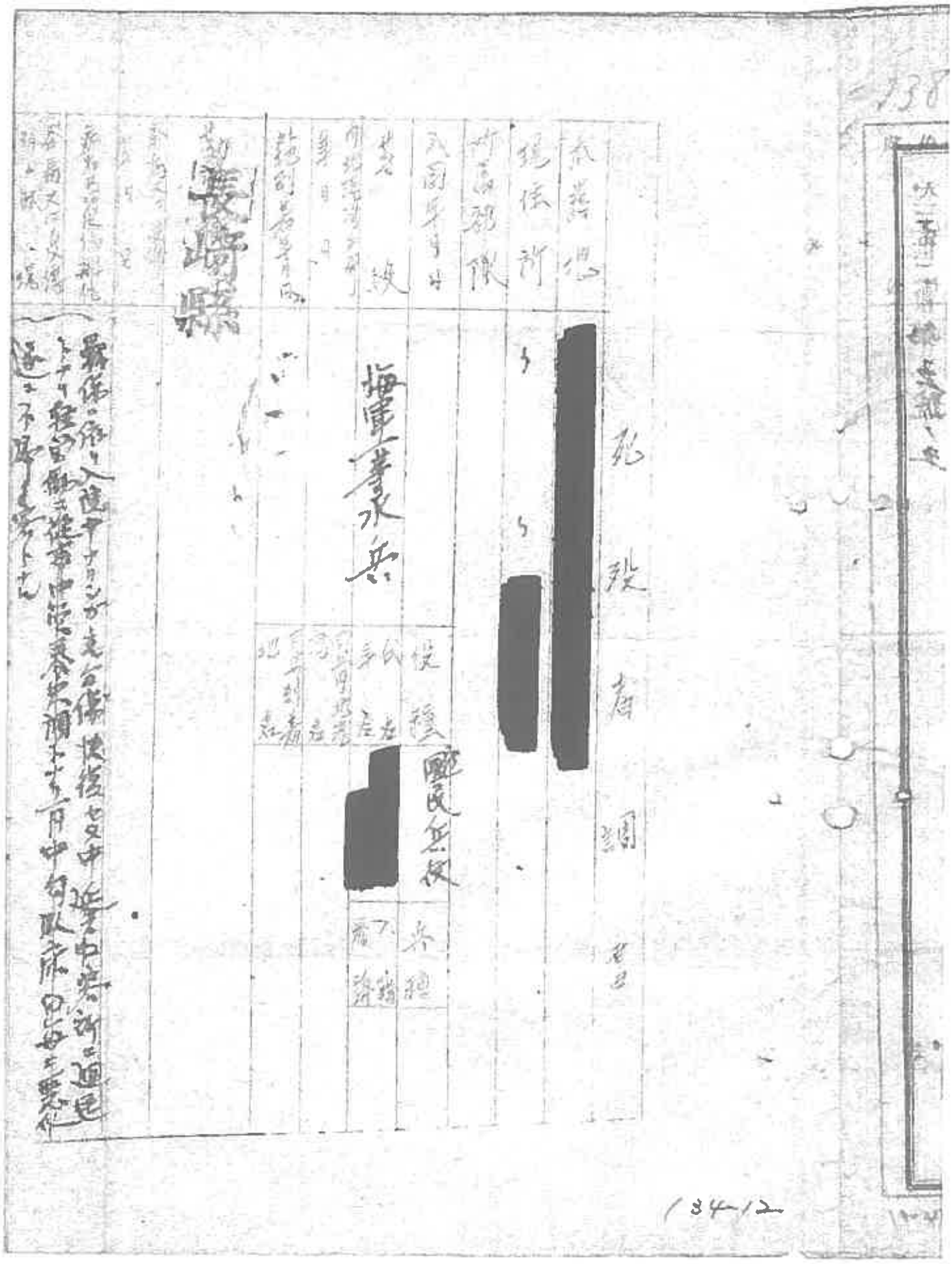

1341-2

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死歿者調書

本籍地	[redacted]
現住所同左	
所属部隊	羅津特別根據地隊
入隊年月日	昭和十六年一月十五日
役種	國民兵
兵種	水兵
死亡年月日	昭和二十年[illegible]月[illegible]日
死亡場所	北鮮より滿洲に連行され延吉縣第六四六收容所に入る 翌一発に依り同所病室に入室と共に遺留品を家族に依託し死亡
死亡の原因	熱病

33

本籍 [redacted]

三〇〇二八

一〇〇〇

延吉縣大古大安部ニ收容セラレ同所病室ニ入室セシ者(曾ヲ伝ヘタル者)

戦病死

昭二十一年十月二十八日

[redacted]

等級

海軍上等水兵

氏名

[redacted]

水葬地

現住所

右同

所属部隊

羅津特別根據地隊

22-10

七

宮崎

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃
所属部隊	大連港湾警備隊
役種	補充兵役
官等	上水
戦死年月日	不詳
勤務概要	不詳
受傷年月日	昭和二十年十二月二日
受傷部位	不詳
受傷疾病又ハ戦	不詳

兵種

氏名 [redacted]

生年月日 [redacted]

入籍番号 [redacted]

死亡番号 六九九八

死時ノ狀況

死亡年月日時刻 昭和二十二年三月二十日

金州病院

記事 遺骨は後日送致す

右申告ス

昭和二十二年四月二日

申告者	[redacted]
本籍地	[redacted]
住所	〃
職業	大連港湾運輸業
官等階級	上等
氏名	[redacted]
戸籍番号	[redacted]

第一一〇

未處理者消息究明調書　矢地方復員援務處理部

部隊	階級	氏名	本籍地	住所
大和空挺第九山砲	兵長	[redacted]	[redacted]	同

生年月日	入隊年月日	復員年月日	出身地	現住所
63	1948	梁		

学歴	職歴	家族	特技	趣味	其の他参考事項	出征年月日	復員年月日	記事
国高卒	農業	妻 [redacted] 当年[redacted]才						長岡入隊 大和空挺第九山砲 砲兵長

宮城県知事

[redacted]

[redacted]

21年1月(日本海)延吉第二病院四病舎に於いてカイセンにより死亡し[redacted]は[redacted]夫、妻、[redacted]は私と一緒に入院しておりました[redacted]であり[redacted]より確認する。死亡当時[redacted]度から四十度の高熱[redacted]に苦しみ死亡する。(別府)

[redacted]

[redacted]

[redacted]

◎裏面記載上の注意を良く書いて下さい。

死亡現認（確認）証明書

氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
死亡年月日	昭和二十年一月七日
死亡場所	拉古官舎
傷病名	栄養失調及び衰弱死亡
死亡時	昭和二十年 十月及び十一月
死亡区分	戦争死
遺骨の有無及び埋葬場所	遺体の埋葬は六十粁程離れた[illegible]へ
遺留品	頭の毛数束を持って居たが、移動の際となれた
死亡と認めた方法	現認
本人との関係	隣の[illegible]人で、[illegible]の[illegible]の[illegible]の

備考資料	調査官		本籍地詳記
戦後外国のせいかと疑はれ、殊に遺族に思ふ様なことがあつた、身長は、普通より大	第 所見		〃
	名氏	署	入手年月日

記載上の注意（書き方にわからない点がありましたら遠慮なく調査官に聞いて下さい。）

一、本証明書は、未帰還者の死亡の処理を行う場合の基本となる証拠書類でありますから特に正確に書いて下さい。従つて、記載が不確実なる箇所には？をつけてその旨を明かにして下さい。

なお、本証明書が最も大切な点は、「死亡の事実を現認（確認）されたこと」並びに「死亡と知つた方法」にありますからこの点は出来るだけ詳細に記載して下さい。

二、署印をつけてある所は調査官が記入しますから書く必要はありません。

三、死亡を知つた方法の欄には、自ら現認した、死水をとつた、臨終に立会つた、見舞兵に立つた、附添人又は親戚に立会つた、誰々から聞いた、死亡したことを命令等で見た等死亡事実を知つた方法を具体的に書いて下さい。

四、参考資料欄には次のことを書いて下さい。

イ、貴方の外に本人の死亡事実を知つている人があればその人の氏名、所属部隊、本籍地等。

ロ、死亡者の特徴（容貌、体格、特業、前職等）。

ハ、死亡者が軍属の場合は、その官等俸給（日給）、採用年月日等。

五、調査官の記入事項

イ、資料提供者の記入せる事項又はその記入欄中記入の出来なかつた事項を、調査官が訂正又は補備した場合は「　」を附して記入し、資料提供者の記入したものと明瞭にすること。

ロ、調査官は、死亡請元の各項につき資料提供者に訊しその確度を判定しこれを該当欄に記入すると共に「死亡事実」について綜合的に確度を判定し、且つ、調査　際し提供者から受けた印象等から確認処理の過程として利用するに考えないか否や等の判決を所見欄に明記すること。なお、資料内容に不充分なる点特に死亡事実に一抹の不安のあるときはこれを確めるための手段等を附記すること。

六、本籍地詳記欄は、本籍地詳記の為必要の項を記入する為に利用のこと。

14-13

7005

A

五山堂

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死亡確認証明書

邦・海・陸

寫

| 死亡者 | | |

大分

死亡現認証明書

昭和二十二年十月[illegible]日同製

死亡場所 [illegible]

死亡年月日 昭和二十一年二月八日

病名 栄養失調症

発病年月日 昭和二十年十二月[illegible]日

死亡者 勤務場所 [illegible]

本籍地 [redacted]

戸籍筆頭者氏名 [redacted]

現認者 現地埋葬

現認理由 [illegible]

所属部隊 満州第兵二八二聯隊

本籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

階級 陸軍伍長

25-11

25-10

5146

6813

長崎世二課第一号の九九

昭和二十二年二月五日

長崎地方世話部第二復員課

死歿者調書

申告者 [redacted]

元陸軍伍長 [redacted]

死亡者所属	等級	氏名	区分	病名	年月日	場所	本籍地
元特板分	上等兵	[redacted]	病死	栄養失調	21.3.12	建古 [redacted]	[redacted]

179

佐世保地方復員残務處理部

5147

昭和二十一年二月十三日逝去第一病院に於て栄養失調症

[redacted]

[redacted]申出により

留守業務局舞鶴残務整理部長代理

[redacted]通知

福岡縣

昭31.9.1 [illegible]

佐世保地方復員業務處理部

58

軍人現況不明者調書

7013

所（部隊）（官衙）（学校）（住所）（職業）（勤務）（年月日）	元山空 上整	等級			
留守擔當者	[redacted]	氏名	[redacted]	生年月日	
家族の承知してゐる情況	父	籍貫		戸籍番號	
		現住所	[redacted]	本籍（或住所）	
親戚者からの情報	提供年月日 昭二二年八月八日	情報提供者	部隊 官衙 学校	氏名	戸籍調査
	同右現住所				

本人からの最後の通信	提出日附（ ） 部隊符號（元山空整備隊） 受領年月日（昭二〇・四月頃） 検認者印（ ）	内容	元兵隊である方達は（本文は紛失して紛失）
寄地出發年月日、場所、乗船名（又は航空機の行先）	判らない		
（一）部隊長から何か通知があつたか	（一）ない		

（一）本人とは何處で何時迄一緒だつたか
（二）其の時の本人の情況
（三）同部隊名

（満州国延吉市第[illegible]病院に昭二〇・[illegible]から昭二〇・[illegible]迄勤務として勤務中、[illegible]は合流の際[illegible]ない間病であるが上級者の情報を本人が記録したもの）

戦死 戦後	年月日	昭二一・二・一三日
者	場所	満州延吉市[illegible]第三病院

登載 戸別調査

(二) 遺留者から何か通知があつたか	(イ) ない				
(三) 其の他のところから何か通知があつたか	(ロ) ない				
右通知した人の住所氏名	[redacted]				
昭和二十一年八月一日又は其の後に未復員届を出したか出してなければその理由	出してゐない 知らなかつた				
家族援護局の情況及取扱経過部	今迄何も受けてゐない				
其の他究明上参考となるべき事項					
世話科					
資料及所見	「引揚者からの通報に依れば前記の通本人は既に病死したものと認むるが、[redacted]の外、数の度厚生省係官等死亡者がある様相であるから詳細の点については[redacted]から死亡者調書の提出を求め確認する必要がある。」 21年2月1日発送 21.2.1 死亡				

本人の後の消息					
氏名ばら	原籍	行方不明者ならば 出征年月日 部隊 生存の所 戦死の場 共の他の推定		作戦部隊員ならば 収容年月日 収容所 客場 共の他の推定	
本人の消息をよくしつてゐると思はれる者の住所氏名	[redacted]				
其の他究明に参考となるべき事項	[redacted]				

41-10

5150

確認書

[redacted]

[redacted]長男[redacted]

[redacted]

昭和貳拾年參月壹日應召吳海兵團第三大分隊第參教育團

昭和貳拾年八月五日[redacted]部隊[redacted]隊ニ編成出發

朝鮮咸鏡南道元山郵便局氣附ヶ六二九　第三五四聯營隊[redacted]隊

昭和貳拾年八月拾五日捕虜トナリ滿州國延吉病院第四病棟

入院

昭和貳拾壹年貳月拾五日同病院同病棟ニ於テ死亡ス

右ハ生同應召者ニシテ行動ヲ共ニシタルモノニシテ茲ニ確認候也

昭和貳拾貳年拾貳月參拾壹日

5151

(十二回)

32-11

5152

戦死者調書

本籍地	[redacted]
現住所	同
所属部隊	海南島警備隊
入団年月	昭和十九年十二月
官等級	兵長
氏名	[redacted]
生年月日	
兵種	憲兵
兵籍番号	[redacted]
戦地到着年月日	
死亡年月日	
戦没ノ概要	終戦後集中営内ガマナリヤ発生
死亡年月日	
死亡場所	昭和二十一年二月末海南島四線集中営
死亡者ノ	
右申告ス	
	昭和二十一年十二月九日
遺族	[redacted]
住所	同

127

所属部隊	同盟帝国臣民ハ特	官等級	北支警察
氏名	[redacted]	入籍年月	

備考

(一) 本調書ハ部隊長又ハ職務取扱者等其他方面員司人事部長宛通報スベキ責任者ニ於テ知得シタラバト認ムルモノヲ悉ク記載ス

(二) 官吏在職ノ特殊士官、准士官、下士官ニ付記載ス

(三) 同府縣人ハ勿論他府縣出身者ニ就イテハ記載ス

(四) 知得シタル範囲ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス

(五) 他人ヨリ聞キタル事柄ハ各欄ノ括弧内ニ明ラカニ記載ス

6402

長崎世二課第一号の九九

昭和二十二年二月五日

長崎地方世話部第二復員課

死歿者調書

申告者 [redacted]

元陸軍伍長 [redacted]

死歿者

所轄	等級	氏名	出分	病名	年月日	場所	本籍地
岳空	技矢長	[redacted]	病死	肺疹 ケフス	44.6.17.	延 生 亀井病院	[redacted]

62

佐世保地方復員援護處理部

雪

死亡現認證明書

本籍地 [redacted]

氏名 [redacted]

右之者 昭和二十一年二月十八日滿州延吉收容所第二病院に於て
發疹チブスにて死亡し昭和二十一年二月十日現地に埋葬したる
ことを現認す

昭和二十一年二月十八日

現住所 [redacted]

現認者 身分 元延吉收容所死亡者係

氏名 [redacted]

厚生省

関係書類乙

9-10

死亡現認証明書

死亡場所 [illegible] 滿洲延吉市[illegible]病院

本籍地 [redacted]

死亡年月日 昭和二十一年二月十九日

戸籍筆頭者氏名 [redacted]

病名 栄養失調症

遺留品 現地調査

発病年月日 昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日

現認者 [redacted]は事務長兼[illegible]所作業係に所属し、[illegible]病院の作業班長として毎日の労務を充当し、[illegible]の作業を監督、[illegible]の名簿を持帰り、現在の長況を報告致す為

所属部隊 滿州第[illegible]兵二八二聯隊

本籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

病歴氏名 [redacted]

陸軍伍長

戦没者調書

熊本地方世話部第二号

本籍地	[redacted]
現住所	右同ジ
所属部隊	[redacted]兵山海軍航空隊第十九分隊二班北
入営年月日	一九、七、一
階級	上等兵
内地港出発年月日	昭5.1
外地到着年月日	仝上
氏名	[redacted]
兵種	二補
入籍年月	[redacted]
兵種	整備
勤務の概要	昭和十年十二月二十五日元山出發ノ際各人部隊ハ異ナルモ同一行動ニテ鶴見間隣村[redacted]氏ト同船シ二十一年一月二十日進去收容所ニ到着セリ其後勤務及現地自活ニ從事中病床ニ就ケリ、
到着地名	仝上 朝鮮元山
病名又ハ負傷部位	栄養失調症
病名又ハ負傷年月日	昭和二十一年二月二日發病
死亡ノ原因	食糧不足ノ為自然的ニ下痢ヲ十ヶ月間続ケ衰弱セリ

19

死亡年月日 昭和二十年二月二十日 午前[illegible]時[illegible]分 場所 満州進者

死亡時の状況 負傷状態に陥り死亡又

死亡の原因 戦病死

右の通り御知らせいたします申告致します

昭和 年 月 日

申告者	戸籍番号 [redacted]
	本籍地 [redacted]
	現住所 右同ジ
	所属部隊 元山海軍 元根部隊
	階級 海軍等
	氏名 [redacted]

備考

一本調書は死亡者の身上関係一切を處理するものであるから慎重に且つ詳細に記入して下さい

二他人から聞き承知した事項は其の旨末尾余白に記入して下さい

19-10

軍人現況不明者調書

鹿児島縣教育民生部世話課第二復員科

整理番号	〇
所属（部隊名年月日）	第五航空隊（三〇、五、二八）
留守担当者	[redacted] 氏
家族の承知してゐる情況	[redacted] 名
本人からの最後の通信	[redacted]
発出日附（昭和二十年月日）	
部隊符號 受領年月日	
検閲者印	[redacted]
内容	父母の安否及び元気で勤務の状況等。
内地出發年月日、場所、乗船名（又は航空機）行先	昭和二十年二月一日 智覇出発
(一) 部隊長から何か通知があつたか	無し。
等級	一水
氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]
入籍登録	[redacted]
本籍（現住所）	[redacted]
現住所	[redacted]
陸軍	
海軍	
戸主	父
提供年月日	昭和二十年 七月二十三日
情報提供者 部隊等級 氏名 入籍番號	満洲歩兵二八二聯隊
同右現住所	[redacted]
防衛者からの情報	
(一) 本人とは何處で何時迄一緒だつたか	満洲延吉第二警察所 龍井病院の作業隊長ヒ[illegible]本人死亡の際まで接近セラレシ由。
(二) 其の時の本人の情況	栄養失調症兼發疹チフスニテ死亡ス由。
(三) 関係部隊名	満洲歩兵二八二聯隊
戦死	栄養失調症兼發疹チフス
年月日	昭和二十年二月二十六日
場所	満洲延吉龍井病院
戦没者	

5160

(二) 関係者から何か通知がありたか

本人病死の旨通知あり。

(三) 其の他のところから何か通知があつたか

無し

(右通知した人の住所氏名)

〃

昭和二十一年八月一日又は其の後に未復員届を出したか出してなければその理由

出し。

家族援護局の情況及び取扱経理部

毎月給貳圓ヅツ送あり。
依佐保市公平町
佐保保護所復員局経理部。

其の他究明上参考となるべき事項

特に無し

世話料

資料及所見

の後の本人の消息						
ばら	死亡	行方不明者	原因 年月日 市郡 生の場所	其の後の推定	収容	復員
部隊					年月日	部隊
					収容所	員者
					其の後の推定	ばら
					1946	
					23	
					年	
					12	
					11	

本人の消息をよくしつてゐると思はれる者の住所氏名

[redacted]

共の他究明上参考となるべき事項

特に無し。

5161

6654

力

長崎世二課第一号の九九
昭和二十二年二月五日

長崎地方世話部第二復員課

死没者調書

申告者

[redacted]

元陸軍伍長

[redacted]

死没者

所属	等級	氏名	区分	病名	年月日	場所	本籍
元特設	上水	[redacted]	病死	所病名不明	21.2.26	長崎市長崎病院	[redacted]

41

佐世保地方復員援護課

140

死亡者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	[redacted]
所属部隊	第一補充兵第一大隊
役種	兵種
官等級	職
氏名	[redacted]
生年月日	
戦場到着年月日	昭和十三年十一月十七日
勤務概要	一番被口配給所勤務工員組長トシテ輸送作業ニ従事
受傷疾病年月日	昭和二十年八月六日
受傷部(病名)	急性胃腸炎
受傷(発病)ノ状況	昭和二十年八月六日ヨリ熱ニ罹患以来身体衰弱ス

5163

戦死時の状況

死亡年月日時刻

[illegible]

記事

遺骨に関する後人に渡し済み

右申告書

昭和二十一年三月[illegible]

申告者	本籍地 [redacted]
	住所
	所属部隊 上海海軍[illegible]部
	階級 中尉
氏名	[redacted]
	入籍番号

終

海軍

A 262-10

5164

6810

長崎世二課第[illegible]号の九九

昭和二十二年二月五日

長崎地方世話部第二復員課

死没者調書

申告者	死亡者所属	死亡者						
元陸軍伍長	等級	氏名	死没区分	病名	死亡年月日	死亡場所	本籍	戸籍
[redacted]	[redacted]		病死	栄養失調	21.3.3	平壌病院	[redacted]	[redacted]

182

佐世保地方復員残務處理部

陸・海・邦　死亡確認証明書

| 死亡者 | | |

未處理者消息究明調書

安地方復員業務處理部

調査官	全國名簿頁	最後名簿頁
[redacted]	221	15

部隊	階級	氏名	生年月日	入籍番號	本籍地
鎮海國	軍曹	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted] 同

留守担当者	現住所
[redacted]	[redacted]

經歷

學歷	特技	入國前の職業	特殊技能	家族の他の者の住所	留守担当者	妻	母	他の家族			
國民学校		工員				[redacted]	[redacted]				

年月日	記事
19.6.1	安國入國
20.4.1	上級
20.4.2	鎮海國
20.8.1	教育隊

家族の安否現況

父	母	妻	子	弟	妹	他の親族

24

7 − 0
2 − C

144

211	145
145	221
221	15
[redacted]	[redacted]
愛知	愛知
新[redacted]	本人は病死であるも其の他の事情は知らない（三五・七・一）元別府人事收容
本年三月中旬病院に入院の日付は21/7退院	甲
退院	[redacted]
退院の病院では見あたらなかった（34.22）	
31.3.12 退院当日に於て病死	
（別府）	
眼がくりくりした病型の男で死亡も墓地に於て同部隊に勤務していた	
終戦後引き連「ラバウル」まで同一行動	
そして同行者としていた	
対、外国人、私は「ラバウル」病院に入院した	
日記 本人と別れた当時の健康状態	
「ラバウル」連絡	
春夫間の死亡入院	
甲	
[redacted]	柔山特務 [redacted]
丸山特務 上水 [redacted]	
銀海特務（元山と墓地）	
上[redacted]	
元板 上水 [redacted]	

24.10

5168

379

死亡現認証明書

昭和二十二年六月廿五日調製

死亡場所	満州延吉第一病院
死亡年月日	昭和十一年三月十三日
死亡者	藤義夫調査
死亡者の氏名	[redacted]
死亡者の生年月日	昭和二十年十月二十五日
死亡者の遺骨	現地埋葬
現認者	[redacted]は当時第一病院庶務所属し死亡者に関し業務を書作し特に埋葬作業監督の傍ら毎日執行し其の書類を保管し死亡者の遺骨を持帰り故花の墓地埋葬したる事を認む
現認者の所属部隊	満州第兵三八二部隊
現認者の本籍地	[redacted]
現認者の現住所	[redacted]
現認者の職業	陸軍伍長

22.10.14

93

軍人現況不明者調書

所属（辞令年月日）	元山空	等級	上等	氏名	[redacted]
留守担当者	[redacted]	生年月日	[redacted]	入籍番號	[redacted]
本（現）籍地	[redacted]	住所	[redacted]		

家族の承知してゐる情況

発出日附	21.8.1
部隊符號（部隊名）	第五八二部隊
受領年月日	20.8.8
検閲者印	[redacted]
内容	時期遅れて留守中となりしと推察
本人からの最後の通信	[redacted]
内地出發年月日、場所、乗船名（又は航空機）行先	昭19.8.1頃、[illegible]保根、[illegible]港発、元山航空隊へ向う
部隊長から何か通知があつたか	なし

帰還者からの情報

提供年月日	22年7月10日		
情報提供者	部隊	等級	氏名
	陸軍	二等兵	[redacted]
			入籍番號
同右現住所	[redacted]		
(イ) 本人は何處で何時迄一緒だつたか	昭20.[illegible] 満州延吉牧丹江		
(ロ) 其の時の本人の状況	延吉牧丹江		
(ハ) 同部隊名	延吉牧丹江		

其

死亡年月日	21.3.16
死亡場所	延吉牧丹江
死因	栄養失調ノ下痢

128

関係者から何か通知があつたか	あり
其の他のところから何か通知があつたか	なし
（右通知した人の住所氏名）	[redacted]
昭和二十一年八月一日又は其の後に未復員届を出したか出してなければその理由	提出済
家族援護課の情況及取扱経理部	送付なし
其の他究明上参考となるべき事項	
世話課（部）意見及所見	[redacted] 死亡報告書送付
佐人意見	
監	

戸籍謄本の抄本	消息			
戸籍謄本の抄本	行方不明者ならば		作業隊員ならば	
原籍	死亡年月日	死亡の場所	其の推定	収容年月日	収容場所	其の推定	本人の消息を よく知つてゐると思はれる者の住所氏名	其の他究明上参考となるべき事項
等	等	等	等	等	等	等		

8810

5171

力

死没者調書

本籍地	[redacted]
現住所	同
所属部隊	鎮海海軍防備隊
入隊年月日	
等級	二等水兵
内地帰還年月日	
外地到着年月日	
職種	國民兵役
兵種	水兵科
戦死又は死亡年月日	23 8.31
病名	
所在地	
戦時の概況	海軍病院の軍医官所動の下に居住中、長崎県の北陸者及び陣上被害

右

高知縣

勤務の概要

死亡者調書

5172

死亡年月日
時刻

死亡時の状況

[illegible]

[illegible]

昭和二十三年十七月二十日

申告者

入隊番号 元 [redacted]

本籍地 [redacted]

現住所 右同

氏名 [redacted]

所属部隊 満州延吉第八部隊 後方病院の軍医（同病院軍医下士官 高野[illegible]）

備考

一、本調書は死亡者の身上関係一切を記載して下さい

評価に記入して下さい

一、他人が聞いて承知した事柄は其の旨を明白に記入して下さい

0-11

40-10

5173

死亡現認書

一、所属部隊　朝鮮羅津海軍特別根據地
海軍警長　[redacted]

一、収容ノ場所　滿洲国延吉ニ収容所

一、死亡年月日　昭和二十年三月十九日
時　十九時五十五分

一、病名　栄養失調

右ノ通リ死亡シタルコトヲ認ム

昭和二十二年九月十九日

昭和二十二年十月二十日復員者
（元陸軍補給廠資材委員会事務係）

[redacted]

福岡縣

死亡番号

105

5174

三/一〇

死亡者名簿

本籍地	[redacted]
現住所	合古
所屬部隊	元元山海軍航空隊
入團年月日	
等級	一飛兵
戦死傷病者ニ依リ発令年月日	
外地ニ於ケル死亡年月日	
職務	航務
戦時	合計
死亡ノ原因	戦死傷病名
死亡ノ年月日	公務ニ依リ死亡シタルモノトシテ取扱フ旨ノ通知アリタル年月日
勲等	
勲功	
勲等ノ授与ノ理由	
勲等ノ授与ノ年月日	
勲等ノ授与ノ官報ノ年月日	
勲等ノ授与ノ官報ノ番号	
勲等ノ授与ノ官報ノ頁	
勲等ノ授与ノ官報ノ行	
勲等ノ授与ノ官報ノ欄	
勲等ノ授与ノ官報ノ文	
勲等ノ授与ノ官報ノ字	
勲等ノ授与ノ官報ノ号

死亡年月日 昭和二十年 月 日

死亡時の職業 近衛病院ニテ二、三、二〇、病死

右の通り承知しておりますから申告致します

昭和 年 月 日

申告者の現住所 [redacted]

氏名 [redacted]

入籍者の本籍地 等級

所屬部隊 陸ノ室ニ居テ戦病死セシコトヲ知ル

備考

一、本調書は死亡者の身上関係一切を処理するものであるから慎重に且つ詳細に記入して下さい

二、他人から聞いて承知した事項其の他参考となるべき資料は其の旨末尾余白に記入して下さい

（起案用紙甲）

ウ

死没者調書

本籍地	[redacted]
現住所	同　右
所属部隊	羅津特別根據地隊
入団年月日	
階級	一等水兵
内地港湾出発年月日	
外地到着年月日	
職種	國民兵役
兵種	水兵科
入籍年月日	[redacted]
勤務の概要	
死亡又は行方不明年月日	21/8/11
死亡又は行方不明の場所	
死亡又は行方不明の状況	右同病院の軍医[illegible]の報告により[illegible]月[illegible]日[illegible]病死[illegible]人に関する[illegible]簿を[illegible]

18

5177

死亡年月日 昭和三十年五月三日
時刻不詳

死亡場所 海南島[redacted]

死亡時の状況 同病院ヲ出発時ハ[redacted]ノ死亡シタカ[redacted]ハ腸チフス付

死亡

右の通り承知致したるものかと存じます

昭和三十三年七月十日

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[illegible]死亡報告書

一、申告者 [illegible]

一、現住所 [illegible]

一、死亡者 海軍飛行兵

一、本籍地 [illegible]

一、遺族氏名 [illegible]

一、死亡年月日時刻 昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日

一、死亡場所 [illegible]

一、死亡場所 満洲国間島省延吉第四陸軍病院

一、所属部隊 鎮海海兵団[illegible]

一、遺骨遺品の處理 遺髪、遺爪、遺族ニ交付

死亡当時の状況

[illegible]

香川縣

死亡報告書綴

昭和一九年十月十八日調製

死亡者 勤務機關		死亡場所	湯川兵隊病院
本籍地	[redacted]	死亡年月日	昭和二十年三月三十日
現住所		病名	発疹チフス
氏名	[redacted]	発病年月日	昭和二十年三月九日
遺骨 遺留品	地位理葬		

現認者 [redacted] 上官ノ命ニ依リ病院ニ勤務ニ服シ、第二病院ニ勤務シ、特ニ変ナシ、

現認理由 [redacted] 其ノ他ノ理由ニ依リ

報告 死亡報告書ニ記載

本籍地	香川縣	
現住所	[redacted]	
階級氏名	陸軍伍長	[redacted]

114-12

114

5180

死没者調査

本籍地 [redacted]

遺族住所及続柄 同右

所属部隊 元海軍航空隊

役種 兵科

官等級 上等水兵

戦死年月日 [redacted]

入籍年月日 昭和

勤務概要

受傷及疾病年月日 昭和三十二年一月初旬

受傷部位 栄養失調 赤痢

受傷及疾病の戦 [illegible]

167

5181

死亡ノ状況

発生年月日時刻

満州 延吉 病院 昭和三年 三月三十日 〇五〇〇

記事

遺骨ハ後日護送ス

右申告ス

昭和二十一年十一月二十日

本籍地	[redacted]
居住地	同 右
所属部隊	羅南二一五二部隊
官等級	陸軍一等兵
氏名	[redacted]
戸籍番号	

167-10

ト

二復業第一五号ノ二号

舞機復十第七號ノ

昭和二十二年 四月 日

第二復員局残務処理部
舞鶴引揚援護局復員部第十復員課長

各地方復員残務処理部復員業務課長殿

死亡者に関する件通知（第1/1報）

左記は「ナホトカ」より舞鶴に帰還した各頭書の者の申告によるものである

記

7334

昭26年11月24日

申告者の所籍	等級	氏名	阪郷	先
死亡者の所籍	等級	氏名	死亡区分	病名
一水	[redacted]		戦死	栄矢
			死亡年月日	昭20.8.20
			死亡場所	延吉
			本籍地	[redacted]
			記事	確認

119

5183

未復員者情報提供書

87

本人

所属部隊：元山海軍警備隊

等級：[redacted]

氏名：[redacted]

所属：[redacted]

現住所：[redacted]

情況

本人と何時迄一緒だったか：満州延吉所在元満州第一(旧)陸軍病院延吉第二補充兵廠

何時迄一緒にしたか：所内第一病院(通称平壌病院)第五病棟

一緒に居た時の本人の状況：昭和二十一年三月初から病気でした。

栄養失調症で体の衰弱甚だしく、三月末(三十日か三十一日)に死亡致しました。

本人と一緒であった最後の部隊名：

戦歴

戦歴：

戦歴年月日：

戦歴の概要：

戦歴に伴う場所：

戦歴に伴う出来事：

戦歴に伴う人数：

戦歴に伴う月日：

戦歴に伴う理由：

戦歴に伴う行方不明：

戦歴に伴う行方不明の理由：

戦歴に伴う死亡の場所：

戦歴に伴う死亡の理由：

戦歴に伴う死亡年月日：

戦歴に伴う死亡の状況：

戦歴に伴う死亡の証人：

戦歴に伴う遺骨：

戦歴に伴う遺骨の所在：

戦歴に伴う遺骨の処理：

戦歴に伴う遺骨の処理者：

戦歴に伴う遺骨の処理年月日：

戦歴に伴う遺骨の処理理由：

戦歴に伴う遺骨の処理場所：

戦歴に伴う遺骨の処理方法：

戦歴に伴う遺骨の処理者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の住所：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の氏名：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の証明者の関係：

戦歴に伴う遺骨の処理者の証明

情報提供者	所属部隊名	等級	氏名	本籍	現住所
[redacted]	第二二二五人隊	一等兵	[redacted]	現役 [redacted]	[redacted]

欄

人の情報

生年月日	生活状況	以後の行動
年月日	生活状況	以後の行動

本人の消息を知らない者のないくらいです。[redacted]

[redacted]

[redacted]

人の特徴	生年月日	住所

欄

本人が何日どこで知つた事か分るもの	以上の外参考になる事項

当時の室長は、[redacted]中佐（この方は後任係長[redacted]と云ふ）でも知らない者の方がどうも多いようです。それから遺骨を預かる方は[redacted]の時は大尉で、[redacted]と云ふ方でした。

病院の責任者が帰ってきれば、遺髪遺品等届けるべきと存じます。

同病院で病死一時交換された者の戦友が今年九月遺品遺骨が帰ってきます。

尚この第二病院は昭和[redacted]年病院になったため、公主領に移動、更に朝鮮平壌に、平壌から昭和二十年十一月頃遺骨等の所に入ったと云はれます。

如上通報致します

昭和二十五年十月三十一日

情報提供者	元部隊名	等級	氏名	住所	現在住所
	第二一五八部隊	一等兵	[redacted]	現役[redacted]	[redacted]

172

171-12

5186

軍人現況不明者調書

整理番號

所（辞令年月日）

元山空

留守擔當者

[redacted]

家族の承知してゐる情況

[redacted]

父

本籍と今し

氏名

[redacted]

階級

[redacted]

生年月日

[redacted]

入籍番號

[redacted]

本（現）籍住所

[redacted]

[redacted]

[redacted]

115

通知書から何か通知があつたか	有
其の他のところから何か通知があつたか	
右通知した人の住所氏名	
昭和二十一年八月一日又は其の後に未復員届を出したか出してなければその理由	出した
家族援護の情況及取扱経理部	援護局
其の他究明上参考となるべき事項	
世話課（科）	復帰係の[redacted]氏より「ぼくは誰れ知らぬ人だが」と[redacted]知らぬ人は来たようである
資料及所見	遺品、骨等は[redacted]又は[redacted]を経郵で調査とし連絡せる旨知らせ
住人資料送	[redacted]

戦後の本人の消息	
ばらな部隊	二十年三月初の会合で一緒に成る 三月中旬頃退 [illegible]
行方不明者	原因 年月日 事故発生の場所 其の後の推定
作業隊員	収容年月日 収容場所
犯罪者	
ばらな部隊	其の後の推定
本人の消息をよく知つてゐると思はれる者の住所氏名	当時の宝長は[redacted]郡人で[redacted]より遺品を預つた方は[redacted]郡[redacted]村宝長であるが後所在不明
其の他究明上参考となるべき事項	生前本人とは家庭のことなど話し合の寫真を見せてもらつたりして居た 又親の名前を記憶してゐる

2026
23年4月1日 [illegible]

7100

1

愛世二兵第一五一號

昭和二十三年五月十四日

愛媛縣西宇和郡第二復員科長

死亡者調書

申告者

元陸軍伍長

[redacted]

死亡者

所轄	等級	氏名	已分	病名	年月日	場所	住所
羅津根	一水	[redacted]	病死	栄養失調	24.5.8	北支陸	[redacted]

佐世保地方復員殘務處理部

137-11

73

整理番號 NOA-102

69/122				21. 4. 5.	死亡年月日	資料ヲ確實ナラシム死亡者處理票	課長 [redacted]		
				北吉	死亡場所		二課長 [redacted]		
				公病死	死亡区分		C部員 [redacted]		
				死亡状況	死亡状況		主査 [redacted]		
				地蔵前書	資料ヲ提供シタモノ		認定係 [redacted]		
				三山	所轄				
					等級				
					氏名				
					戸籍筆頭番號				

郵便往復はがき
裏面
呉市下山手町
呉地方復員局
認定
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
83-10

72

83

73

死亡者に関する調べ

死亡場所 東京都延吉（朝鮮）

昭和二十年四月五日

名 景養夫

備考 昭和二十年一月以来同行せしものなり

死亡者に関する調べ

年月日	死亡時の状況	死亡原因	死亡時の状況

遺骨の有無 一部焼骨 ■ 遺骨の有無

遺骨の確認できない

死歿者調書

本籍地	[redacted]
現住所	(2) 石
所屬部隊	鎮防
入営年月日	
等級	二等
役種	現役
氏名	[redacted]
兵種	兵
戸籍番号	[redacted]
内地還送年月日	同所ニ於テ無[redacted]之旨
外地到着年月日	昭和二十年四月頃
勤務の概要	鎮防[illegible]第[illegible]部隊[illegible]潜時勤務[illegible]来候[redacted]清水[illegible]授業ニ従事
傷病名又は傷病の部位	昭和二十一年三月末頃
発病又は受傷年月日	病名は[illegible]はつきりさせず。結核病棟に入院中
発病又は受傷時の状況	病院に最初入院に於ける健康状態[illegible]復員後使役に従事[illegible]試所内結果結核病棟に入院[illegible]。
死亡年月日	昭和二十年四月初頃
死亡場所	満洲 延吉病院
死亡時の状況	結核病院解散になり二人病院に移動[illegible]直前死亡[illegible]したらしい。

138-11

5192

右の通り承知しました。[redacted]祖父他人より聞いた

昭和二十三年一月十日

申告者の	入籍番號	[redacted]	等級 二曹 氏名 [redacted]
	本籍地	[redacted]	
	現住所	仝右	
	所屬部隊	鎮防	

備考

一、本調書は死歿者の身上関係一切を處理するものであるから慎重に[redacted]詳細に記入して下さい

二、他人から聞き承知した事項は其の旨末尾の餘白に記入して下さい

◎ 死亡は はっきりせず 結核病棟担任看護助手 [redacted] 乃知人より聞いて承知した 傷病院解散と他病院に移動中で忙しい時聞いたので詳細はわからない 死亡年月日 聞いた時 [redacted]

記入者の住所氏名はっきりせず [redacted] 年 仝 [redacted]

138-12

庶白

寄

死亡現認證明書

紫三年七月廿三日調製

死亡場所	勤務場所	死亡場所	滿州延吉陸病院
戸籍地	[redacted]	死亡年月日	昭和二年四月八日
氏名	[redacted]	病名	栄養失調症
遺骨遺品現場ノ処理	死亡者ノ遺骨	発病年月日	昭和二年二月
現認者	[redacted]は当時国務院陸務に所属し死亡者に関する事務の責任者なり特に埋葬慰霊式を毎日執行し其間現認書類一切名簿を現在迄保管す		
備考			

所属部隊	満州第二八二聯隊
現住所	[redacted]
現住所	[redacted]
陸軍一等兵長	[redacted]

91

5194

死亡理由証明書

昭和二十二年十月七日調製

死亡場所	朝鮮元山海軍航空隊	死亡場所	滿州延吉第一病院
本籍地	[redacted]	死亡年月日	昭和二十九年四月十六日
戸主氏名	[redacted]	病名	栄養失調症
遺骨遺留品	現地ニ埋葬	發病年月日	昭和二十一年一月二日

現地ニ於テ[redacted]ハ当時延吉第一病院ニ勤務シ死ニ至ル迄ニ関スル業務ニ従事シ特ニ者ノ厚生ノ為ニ尽シ作業ニ従ヒ、其間書類ヲ作成シ、名簿ヲ持帰ッタ。現在ノ遺骨資料ニ為ります。

所属部隊	滿鐵第一兵二八二聯隊		
本籍地	[redacted]		
現住所	[redacted]		
続柄及名	陸軍伍長 [redacted]		

7061

12 33. 3. 2

事實
死亡證明書

本籍地 [redacted]

所屬部隊
(又は職業)

徵集年 官等職位 兵氏名 [redacted]

右者昭和二十一年十二月二十五日 [redacted] 於テ死亡
ノ事実ニアルコトヲ證明ス

昭和二十一年十月十五日

職俸 氏名 [redacted]

昭和21年10月12日 [illegible]

21 11 6
832
49-10

[redacted]

[redacted]

[redacted]

佐人第二八號の一五。

昭和二年十一月十日

佐保地方復員局人事部長

[redacted] 殿

[redacted]

復還者住所氏名に関する件照會

貴殿の令弟[redacted]殿には元鎮海海軍警備府附として勤務中滿州病院に於て死亡されたる事は過般の貴回答に依り判明致しましたが当部保管部廳部隊手簿等通知に基いて目下状況調査中でありますから貴殿に承知の範囲で次記事項を至急当部調査係宛に通知下さい。

記

一、復還戰友の住所氏名戰友との通信文の内容（寫にて可）

一、令弟死亡年月日病名等其の他事務処理上参考となるべき

再送

徳島県

28.7.20

5197

事項

上申

[redacted]

[redacted]

毎度御手数をおかけ申すまして[redacted]所属部隊を良く御調査下されたし生存の模様が否か確実なる御通信下さる様度く待ち奉候　死亡月日も本人[redacted]居る四月三十六日頃ト申居

人事部長殿

[redacted]

5198

戰友 [redacted]

通信[redacted]（[redacted]年十月十日）附

拝啓中秋の候と相成り皆様に於かせられましては元氣で食糧増産に勤んで居られる事と思ひます突然に手紙を差上げてさぞお驚きの事と思ひます

[redacted]は小生[redacted]君とは横須賀の通信学校より一所の所で教育されました内務班も一緒の班でした教官等からも真面目なるみだと言はれていつもほめられておりました[redacted]君の母上さんが亡くなられて歸省された事もよく知って居ます、思へばよく此のうゐ軍隊にはいったものだと[redacted]君初め此の日ふ同等兵でよく泣いたこともあります、全く通信学校卒業後は羅津通信隊に勤務を命ぜられて行きました軍勤途中の面白おかしい事ふどあく思へば樂しかったです、それが今は[redacted]君の靈は天国に行かれたのすす全くうそ見たいです、羅津通信隊からは今又分遣隊に派遣されましたこゝでも毎夜泣いてあきました あんまり殘酷な書くに忍びません 毎夜よく泣いた物が相手その後あの終戰です 小生等は其の時は北鮮の元山に居ました

徳

23-18

去年の八月五日ソ軍が上陸し直ちに武装解除されました それから北鮮の
又坪と云ふ処で陸海軍部隊が全部捕虜として収容されました 小生はその時
ちょうどマラリヤにかかり [redacted] 君もまたマラリヤにかゝられ二人とも高熱によくうなされ
ました それから [redacted] 言ふまでは身体が非常に衰弱して来ました それから部隊は興
南と云ふ港のある所に移動しました そこでソ聯軍の使役に使はれました 其の時
身体検査の結果小生は不合格で猫洞病院に送られました [redacted] 君も後から送られて来
ました 毎日あゝ寒い寒です 小生は流行性感冒にかゝり四十度の熱を出し
ますます病状はこじれて病院に [redacted] 君と会ひました その時君は下痢を
されておりました その後小生は元気になりましたが君は益々悪くなり死亡する二日前
所に行き倒れて お母さん〳〵と呼んで泣かれました そしてその晩亡くなられました
小生も生涯を限りお世話しましたが残念やった と云ふ時は小生に有難う〳〵
とよく言はれておりました そして甘い物が食べたい〳〵とよく言はれました 真に可愛想でした
くやしい事はあってお話し申したいが何分遠い故あとから

さようなら

22-19

5200

鹿兒島縣

戦病死者名簿

二〇〇五

死亡者の氏名	死亡者の氏名
死亡者の所属部隊	死亡者の所属部隊
死亡年月日	死亡年月日
死亡の場所	死亡の場所
内地帰還年月日	内地帰還年月日
内地出発年月日	内地出発年月日
台湾出発年月日	台湾出発年月日
氏名	氏名
台湾名上陸地名	台湾名上陸地名
内地帰還地名	内地帰還地名
戦病死者の氏名	戦病死者の氏名

本籍地	死亡者の調査
現住所	石岡シ
所属部隊	九五新特別根據地
入隊年月日	昭和二十年二月
等級	
氏名	水矢
台湾名上陸地名	水矢
内地帰還地名	水矢
内地帰還年月日	
内地出発年月日	
台湾出発年月日	
死亡の場所	
死亡年月日	
死亡者の所属部隊	
死亡者の氏名	

160

死亡ノ時日 昭和十一年四月十七日

死亡ノ所 東満 延吉医病

死亡区分 病死

死亡時の状況

右の通り承知しておりますから申告いたします。

昭和年月日

申告人 [redacted] 印

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

D—115

覺書

[redacted]

[redacted]

[redacted]

現認證明書

本籍地 [redacted]

原住所 本籍地ニ同シ

所属隊 旅順陸軍病院（関東第二陸軍病院）配属

旅順方面特別根據地隊附

海軍衛生中尉 [redacted]

右者昭和二年九月一日ノ軍ノ命ニヨリ旅順陸軍病院ニ合併同年十月三日海城東矢営ニ移転ス翌年四月中旬以降病院長ノ命ニ依リ白菜ノ為東矢営附近ノ農作地ニ開墾セリ偶々五月五日軽症患者十五名ヲ指揮シ耕作中十時三十分頃敵ノ堡塁中ノ不発手榴弾ニ觸レ爆発 頭部胸腹部右上膊部ヲ負傷 即死セリ他ノ軽症患者ハ休憩ノ命セラレシ為 概ネ十五米距テタル低地ニ在リテ休憩中ナリシ為損傷ヲ免レタリ

宮崎報告 創（脳髄露出）ヲ受ケ即死セリ

176

右現認ス

昭和二十一年五月五日

現認者　大隊長　陸軍少尉

[redacted]

同　陸軍衛生中尉

[redacted]

同　陸軍軍醫中尉

[redacted]

右不發彈ハ四月廿日中華民國軍海城入城時同地東兵營ニ在リシ八路軍ト交戰時數發落下セシモ其ノ中半數不發彈ナリシモノニシテ本彈ニヨリ負傷セリ證明ス

昭和二十一年五月五日

[redacted]

[redacted]

陸軍軍醫大佐

176-10

5205

99-177

宮崎縣

没者調書

本籍地	[redacted]
住所	[redacted]
職業	無職
戸主との続柄	右同
所属部隊	第百特別根據地隊
役職	衛生兵
階級	海軍中尉
氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]
入籍番号	不明
戦死年月日	昭和十七年四月十日
勤務概要	不明
受傷年月日	昭和三十一年五月五日
受傷部位（病名）	頭部胸腹部右上膊西下肢爆創（戦傷）
戦病死の時期	病院長の命令により自決の際軍刀を指揮し補佐中十時三十分頃敵先探洞中に於て爆弾破片爆発頭部胸腹部

176-71

5206

死時ノ狀況

左上膊部下肢ニ爆創ヲ受ケ即死セリ 公報ニ

死亡年月日時刻

昭和五年五月五日午前十時三十分海州海城東五里

記事

遺骨 遺留品ハ部隊ニ[redacted]護送稟陸ス

[redacted] 部隊ニテ本人ニ渡済ミ

右申告ス

昭和五年一月一日 未月 日

申告者 本籍地	[redacted]
住所	右同
所屬部隊	旅順要塞司令部
氏名	[redacted]
入籍番号	ナシ

176-12

5207

死歿者調書

本籍地	[redacted]
現住所	同　右
所属部隊	羅津特根
入隊年月	二〇年一月
官等級	上一
氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]
被徴	國民兵
兵種	
入籍番號	[redacted]
内地発港出發年月日	不明
戰地到着年月日	不明
勤務の概要	終戦時ソ羅津特根勤務ソ軍の為留保に預る 逃者は殺ス八路軍に協力し鮮人の為に殺害
發病(受傷)年月日	不明
病名(受傷部位)	禁養失調
發病(受傷)及び戰死時の狀況	不明
死亡年月日時刻及場所	昭和二十年九月五日 平安村にて死亡

165

昭和二十二年一月十八日

本籍地	[redacted]		
現住所	同 右		
所属部隊	黒津特根	官等級	上等兵
氏名	[redacted]	入籍番號	[redacted]

備考

(一) 本調書は部隊長又は残務取扱者等其他之に準ずる役員右人事部長宛通報すべき責任者に於て知得したるものと認むるものみに付記載す

(二) 其他在籍の特務士官、准士官、下士官兵に付記載す

(三) 同府県人は勿論他府県出身者に就いても記載す

(四) 知得したる範囲に於て出来得る限り詳細に記載す

(五) 他人より聞きて承知したる事項は各当該欄に相手方を記載す

165-10

未處理者消息究明調書

調査区分	金同名数	等級番号
秘	213	63

部隊	等級
于珠	二等

氏名	生年月日	入籍番号
[redacted]	[redacted]	[redacted]

本籍地	留守担当者現住所
[redacted]	[redacted]

履歴							
学歴	年月日	記事	特技	入国前の職業	相続関係	家族	他の家族
尚学	17.9.1	大林国入出		職工		父	母 兄 妻
	18.10.4	于珠					
	19.11.1	水兵長					
	20.9.1	二等兵					

未處理者消息究明調書

長地方復員援務處理部

1-C
2-C

430
158
213
[redacted]
奈良

158
213
63
[redacted]
奈良

[redacted]
甲

[redacted]

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	右同
所屬部隊	孔の一部 [illegible]
入團年月日	
等級	上等兵
出發年月日	
出發地	
到着年月日	
到着地名	
動務の概要	朝鮮清シンに於て陸軍隊に属し服役中戦争となりインド軍の捕虜となり傷病開島省迫去捕虜收容所に送らる
發病又は受傷年月日	
病名又は傷部位	壞血病
死亡年月日	收容所に於て使役に從事中カイセンにて病院に入り後壞血病

死亡番号 七〇九五

氏名	[redacted]
入籍番号	[redacted]

第157

死亡年月日　昭和二十一年二月十三日

死亡時の状況　壊血病にて身体の自由を失ひ約二ヶ月程病床中大小便は勿論行動不能となり永眠致す様子なりしも其の心臓を犯されたるものと思はる

右の通御知らせ申上げます

昭和二十三年四月十日

申告者

戸籍番号	
本籍地	[redacted]
最後住所	
所属部隊	朝鮮總督府警察官

軍隊

氏名　[redacted]

備考

一、本調書は死亡者の身上関係一切を處理するものであるから慎重に且つ詳細に記入して下さい

二、他人から聞いて承知した事項は其の旨末尾余白に記入して下さい

戦没者調査票

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	右同
所属部隊	羅根
役種	不明
階級	上等兵
戦地到着年月日	不明
戦没年月日	昭和二十年五月二十三日
戦没場所	[redacted]
戦没原因	戦闘
戦傷部位病名	不明
勤務概要	陸軍兵長退院後中支戦線に出征

[redacted]

[redacted]

14

5214

共ニ倒レント欲シテ之ヲイタワリ居リシモ事茶ヨリ第次離脱ノ為能
ハズトナレリ、此ノ時ハ既ニ林ニ入シカトリシ時中共軍ヨリ機銃掃
射ヲ受ケ中岩者[redacted]ハ三発命中シタリシモ幸ニシテ致命傷ニ非ラズ
[illegible]死者 [illegible]死者 [illegible]死者[redacted]ハ相撲ニ負傷創ノ為ト即死セリ
死亡年月日 昭和二十一年五月十三日 長春市西陽辺大弧榆屯

記事

遺骨ノ處理ハ中共軍主退出発後附近部落ノ満人ノ慰撫ヲ
得テ上葬ニ附シタリ（遺髪遺爪等ハ満人ノ風習トシテ取ルコト
ヲ嫌ヒシタメ持帰ルコトヲ得ザリキ）

右申告ス

昭和二十二年八月十五日

申告者	[redacted]
住所	飯郷先右同
者	衛長都隊羅根
代	名 [redacted]
本籍	[redacted]
復員等級	上 西日
人籍番号	[redacted]

終

B-10

ソ連、中共地區未復員者個人消息蒐集票　於熱海

昭和二十七年　月　日

呉地方復員援護部

取扱者印

未復員者		
調査書頁		
	349	名
調査書頁		
	177	復員
調査書頁		
	137	管
所		
	呉	隊
所		
	光山立	氏
名		
	[redacted]	籍
本		
	[redacted]	

取得情報

(一)二十一年六月六日帰国後に於て未復員第第六に振り
先七一とこと以て差支えないと考える
(二)家族の方で異義が申れば自分で行き
[illegible]

確度

申告者住所氏名

A曹長

[redacted]

[redacted]

2770

5216

高知縣

死没者調書

本籍地	[redacted]
現住所	同
所属部隊	羅津特別根據地隊
入営年月日	
等級	一等水兵
内地港湾出発年月日	
外地到着年月日	
勤務の概要	
死亡年月日	7/60 23 8 11
死亡の原因又は受傷の部位	
死亡の原因又は受傷の状況	右[redacted]隊に属し[redacted]戦死したるも其の状況は知り得ず

役種	国民兵役
兵籍	[redacted]
戸籍	[redacted]
氏名	水兵科

26

5217

死亡年月日時刻　昭和[illegible]年二月八日

死亡場所　満洲国[illegible]

死亡区分　戰傷死

死亡時の狀況　同病院ニテ[illegible]時腦[illegible]ニテ[illegible]人ガ死亡シタ[illegible]同人ヲ腦[illegible]ニテ死亡シタ者ト認ム

右ノ通リ承知シタルヨリ申告致シマス

昭和二十五年七月二十日

申告者	入籍者ノ長	元[redacted]
		等級 軍医
		氏名 [redacted]
	本籍地	[redacted]
	現住所	右同
	門番[illegible]	満洲[illegible]ノ[illegible]御[illegible] 後方病院ノ軍医

備考

一、本調書ニ死亡者ノ身元関係[illegible]

評議ニ記入シ[illegible]

一、他人ノ[illegible]ニ[illegible]

[illegible]

現役ノ[illegible]

不[illegible]

5218

6767

宮崎縣

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃
所属部隊	第一順特別根據地隊
役種	現役
官等階級	上水
戦地到着年月日	昭和二十年一月二十日
勤務概要	不詳
死傷年月日	昭和二十年六月十日
疾病名	流行性脳脊髄膜炎の疑
死亡年月日	昭和二十年六月十日流行性脳脊髄膜炎の疑を受け関東洲

兵種 兵科

入籍番号 不詳

[redacted]

死亡

戦死者名簿 6767

人名 241

5219

死時ノ狀況　金州病院に入院加療中、死亡

死亡時期　昭和三十一年六月十五日　病名　慢性金州病院

記事　遺骨は金州病院に於て火葬とし遺骨の所在不詳

右報告之

昭和三十一年　月三十日

本籍地	[redacted]
住所	〃
氏名	坡順特根
生年月日	[redacted]
官等級	上水
入籍番号	[redacted]

43-10

復業第九第三三
舞機復二第七號の

昭和二十三年十月十日

復員業務課長
舞鶴引揚機関復員部第二復員課長

各地方復員残務処理部復員業務課長殿

死亡者に関する件通知（第一報）

左記は「ナホトカ」より舞鶴に帰還した各頭書の者の申告によるものである。

記

申告者の所籍	死亡者の所籍	等級	氏名	死亡区分	病名	死亡年月日時	死亡場所	本籍地	記事
等級	上等兵	氏名	[redacted]	病死	栄養失調	2/6	迎吉病院	[redacted]	
氏名	[redacted]								

飯郷先

国立岩国病院内（患者）

[redacted]

51-11

5221

◎ 原戸籍謄本の法定を見て書いて下さい。

死亡現認（確認）證明書

来（調製月日）昭和 20 年 6 月 18 日

来（調製官署）福岡市役所

部隊の所属	元山特根
部隊所属	
現役（補充兵役）種別	現役
兵種	矢科
階級	一水
氏名	[redacted]
等	[redacted]
月	[redacted]
日生	[redacted]
本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
留守担当者住所	[redacted]
証明者住所	[redacted]
証明者氏名	[redacted]
証明	父

死亡者の表示

死亡日時	死亡場所	傷病名	發病時	死亡区分	死亡に関する公の処理及び遺骨	遺留品
昭和三十一年六月二十四日	延安病院第四病院	淋巴腺結核	昭和二十一年三月頃		遺骨は三人部隊と共に部隊の中間にある戦車隊の中に埋葬（土葬）	
兵 甲	兵 甲	兵 甲	兵 乙	兵		

証明

自分は「カゼ」時発熱、淋巴腺（栗矢等）の病名となり、栗矢当時病棟に移る迄同郷人として[redacted]（栗矢班長）と共に病棟時自分は弱んで動けない様子を見ていたが[redacted]栗は枕にすがって歩き到底元気なかった。

死亡の前日も[redacted]栗は枕にすがって歩き外は常に「ヨモギ」をとって手当（[redacted]栗も易の時先ず「ヨモギ」をとって手当）

また淋巴腺にもかかっていたが手当は何もなく栗矢はヨモギオバコ等食べさせられた。

病は段々ひどくなり自分は遂に（既に）動けなくなり自分は栗矢と共に弱っていた。

栗矢は自分の死亡後、栗矢は遺骨を持ち帰ったが栗矢は戦車隊に埋葬（土葬）した。

遺留品

死亡を証する書類	同病棟で同室にて前日もフ食後苦痛を訴え就床し翌朝は死亡していた。自ら現認した
本人との関係	同郷人であるとのことから知り合いであった。
現住所	[redacted]
証明者	陸軍一等兵（土葬）
証明者	[redacted]

書類提出者

参考資料	調査官	所長
	入手経路 提供者に面接 職氏名 福岡県主事	本人と提供者は同郷人であり同窓のこと三年間のベストで死亡を確認しており死亡処理して差支えないと認める 本人と情報提供者の関係及び当部の既得資料に照らし本現認証明書により認定しかるべきものと認める。

記載上の注意（書き方にわからない點がありましたら遠慮なく調査官に問いて下さい。）

一、本證明書は、未歸還者の死亡の認定を行う場合の基本となる證明書類でありますから特に正確に書いて下さい。從つて、記憶が不確實な場所には？をつけてその旨を明かにして下さい。

なお、本證明書が最も大切な點は、「死亡の事實を現認（確認）されたこと」並びに「死亡と知つた方法」にありますからこの點は出來るだけ詳細に記載して下さい。

二、捺印をつけてある所は調査官が記入しますから書く必要はありません。

三、死亡を知つた方法の欄には、自ら現認した、死水をとつた、臨終に立合つた、戰闘に立つた、附葬祭又は部隊に立合つた、他人から聞いた、死亡したことを命令等で見た等死亡事實を知つた方法を具體的に書いて下さい。

四、參考資料欄には次のことを書いて下さい。

イ、貴方の外に本人の死亡事實を知つている人があればその人の氏名、所屬部隊、本籍地等。

ロ、死亡者の特徴（容貌、體格、特徴、所職等）。

ハ、死亡者が軍屬の場合は、その官等俸給（日給）、採用年月日等。

五、調査官の記入事項

イ、資料提供者の記入せる事項又はその記入欄中記入の出來なかつた事項を、調査官が訂正又は補備した場合は「　」を附して記入し、資料提供者の記入したものと明瞭にすること。

ロ、調査官は、死亡證明の各項につき資料提供者に訊しその程度を判定しこれを該當欄に記入すると共に「死亡事實」について綜合的に確認を討定し、且つ、調査に際し提供者から受けた印象等から確認資料の遺漏として利用するに差支えないか否や等の判決を所見欄に明記すること。なお、資料内容に不充分なる點等に死亡事實に一抹の不安のあるときはこれを確めるための手段等を附記すること。

六、本籍地世話課記載は、本證明書の取扱事項及び所要事項を記入するために利用のこと。

47-12

陸・海・邦

死亡現認確認証明書

裏面記載上の注意を見ておいて下さい。（及び裏面の各欄は記載に及びません）

死亡者	所属（所籍）部隊又は職域名	固有通称	細部所属	開戦時の住所（在留地）	本籍地	区分	発病時期	発病場所	死亡区分	死亡日時	死亡場所	死亡事由（傷病名）	遺骨及び遺髪の処理	遺留品の処理	死亡当時の状況及び参考資料	現住所	留守担当者 名氏
	海軍 一特	舞一特			[redacted]	内容	昭和20年暮から	宣安省	※	昭和21年7月4日	宣安省 管轄県	マラリヤ 下痢	遺髪（葬祭援護局にて渡す）	遺品（葬祭援護局にて渡す）	昭和21年3月頃ブイコを出発現地人と同行北上中 [redacted] に逢った。同人は非常に衰弱していたので宣安省に於て現地人の世話になってお茶の接待、百姓をしていた。昭和21年7月4日マラリヤ下痢のため死亡した。同人の死体は現地の風俗通り土葬を行った。遺髪、遺品を持参した。	[redacted]	統柄（ ）
	※	※					※	※	※	※	※	※					

地域	局区	役種	兵種	死亡時の階級（業職名願は又）	氏名	年月日生	男・女
面	※			海軍 巡査	[redacted]	[redacted]	男

資料提供者

死亡者を知つた方法

そこで [redacted] と逢い同人と共に協本人はマラリヤ、下痢のため段々と衰弱し死亡遺本の処理全般を行った。土葬した。

死亡者との関係

同部隊員

現住所

[redacted]

所属（所籍）部隊（職域）

海軍 一特

階級氏名（名簿）

海軍 巡査 [redacted] 印

5224

遺骨調査表

[redacted]

戦没者調査

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃 父 [redacted]
所属部隊	元山空
役種	
官等級	二整曹
戦死年月日	不詳
勤務概要	不詳
疾傷発症年月日	不詳
疾傷部位(病名)	不詳
疾傷発病又ハ戦傷	不詳

氏名	[redacted]
兵種	整備科
入籍番号	[redacted]

81

死亡時ノ狀況

年月日時刻 昭和二十一年七月十二日 閉鎖第四病院

記事 遺骨十二
遺髮ハ福岡地方世話部ニ渡し済み

右伸告ス

昭和二十一年十月五日

出征者ノ氏名	所屬部隊	入籍番号	本籍地
[redacted]	海軍 [illegible]		[redacted]
			〃
			[redacted]

6812

力

長崎世二課第一号の九九

昭和二十二年二月五日

長崎地方世話部第二復員課

死亡者調書

申告者

元陸軍伍長 [redacted]

死亡者

所属	等級	氏名	出合	病名	年月日	場所	本籍地
元特報工水	[redacted]		病死	栄養失調	21.9.10	延吉 平壌病院	[redacted]

佐世保地方復員援護部

6398

長崎世二課第一号の九九

昭和二十二年二月五日

長崎県警察部第二復員課

死亡者調書

申告者

元陸軍伍長 [redacted]

死亡者の所属	等級	氏名	死亡の年月日	病名	死亡場所	本籍
元山空	整長	[redacted]	21.7.16	栄養失調症	延吉	[redacted]

617

佐世保地方復員殯務處理部

7858

死亡者調書

新地 [redacted] 三ホから先山ありまする

所属部隊 港務部付加世丸乗員機銃隊

入隊年月日

機銃員 水兵

一水

[redacted]

[redacted]

佐世保港

六月八日

上海港務部

七月十五日

機雷布設艦加世丸乗員で後部の機銃員（舟山島上海港三行返ります）

戦死 七月十八日午前一時頃

23

佐賀縣

686

23年6月21日教授

他人間乗員間に吳松沖三機雷布設状況中中食を終り7ヶ月以後部早陣口前で之れを見たりと云ふ

23

死亡場所　吳松沖　碧丸後部昇降口前

七月十八日　一時頃

機銃ニ持ツテ對戰交ヲ非ル之中

死亡年月日　六年　五月

死亡原因　上水　[redacted]

[redacted]

右　同　[redacted]

上海港務部　吳松埠頭隊

27-10

鹿児島縣

52

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	若松少
所屬部隊	第[illegible]聯隊第[illegible]大隊第[illegible]中隊
入隊年月日	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日
階級	海軍水兵長
死亡年月日	不明
死亡場所	不明
死亡の原因	大落者[illegible]修理[illegible]離艇[illegible]艇長
死亡の場所	光夜の青島港
死亡の時の職業	同艇艇長
死亡の時の住所	[redacted]
死亡の時の戸籍	[redacted]
死亡の時の戸籍筆頭者	[redacted]
死亡の時の戸籍の有無	[redacted]
死亡の時の戸籍の有無	[redacted]
死亡の時の戸籍の有無

死亡年月日
時刻
死亡時の状況

右の通り相違ないものと認めます

昭和二十二年　月　日

戸籍番号	[redacted]
本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
世帯主の氏名	[redacted]

甲
世帯者

備考

一、本調査は死亡者の直系関係一切を整理するものであるから慎重に且つ詳細に記入して下さい

二、他人から聞いた事項、其の他参考となるべき資料等は其の旨明記の上記入して下さい

記

松山市大字[illegible]

[illegible]

[illegible]

55.10

5232

未處理者消息究明調書

呉地方復員援護局

調査区分	全国名簿頁	呉復員局名簿頁
殘	204	55

部隊	兵籍
海軍 大村空 元山	二整曹

氏名	生年月日	入籍者	本籍地	留守担当者	現住所
[redacted]					

貼付写真

学歴	職歴	年月日	記事
高小卒	電気溶接工	18.12.1	呉国入国
		19.4.15	大村空元山分遣隊
		20.5.1	整長
		20.9.1	二整曹

家族				特技	相撲	学徒出陣者	入国前の職歴
妻	母	父	兄弟姉妹				
[redacted]	[redacted]	[redacted]					
	[redacted]	[redacted]					

[redacted]

本人がスイッチャーにいたとの情報は誤りである。本人は以前から良く知っており尊属の親に間違いない。本人は私と一緒に長崎市[illegible]の[illegible]の[illegible]として勤務していた。[illegible]年7月(日は不詳)[illegible]氏(復員の消息及び住所不詳)

[redacted]

[redacted]

本人がスイッチャーに[illegible]カ月間[illegible]カ月頃スイッチャーに[illegible]カ月間[illegible]において[illegible]であった。

(福島)

[redacted]

5234

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	同　右
所属部隊	羅特根
入営年月	昭和[illegible]年[illegible]月　二月
官等級	一等主計兵
氏名	[redacted]
生年月日	
後種	
兵種	
戸籍番号	[redacted]
出征年月日	
戦地到着年月日	
勤務の概要	捕虜収容所に収容中の処昭和[illegible]年四月二十日遺骨帰郷となる解散する迄その種々の養養失調と過労の為三月[illegible]日死亡
死亡年月日	
死亡場所（部隊）	捕虜収容所
負傷（及傷病）の時の状況	
死亡年月日	昭和[illegible]年八月四日
埋葬場所	迄

右申告ス

昭和二十二年十二月十九日

本籍地	[redacted]		
現住所	[redacted]		
所属部隊		官等級	
氏名	[redacted]	入籍番號	

備考

(一) 本調書は部隊長又は残務取扱者等異地方復員者人事部長宛通報すべき責任者に於て知得し得るものと認むるもののみに付記載す

(二) 吳鎮府籍の特務士官、准士官、下士官等に付記載す

(三) 同府縣人は勿論他府縣出身者に就いても記載す

(四) 知得し得る範圍に於て出来得る限り詳細に記載す

(五) 他人より聞きて承知し居る事項は本人自身個人相手方等と記載す

註 本申告は [redacted] (死亡者の親族)より遺族に通知する場合に使用し得るものである

21-10

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃 〃
所属部隊	歩兵第百貳拾別根據地隊
役種	国民兵役 兵種 兵科
官等氏名	一等水兵 氏名 [redacted] 入籍番号 不詳
戦死年月日	不詳
勤務概要	
死傷年月日	昭和二十年八月七日
死傷場所	組商港沖
死傷状況	不詳

死時ノ狀況

死亡年月日時刻

昭和二十年八月[illegible]日午前[illegible]時[illegible]分

[illegible]病院

死亡場所

遺骨保管者住所氏名

右申告ス

昭和二十年十一月一日

住所

本籍地

[illegible]

[illegible]

[illegible]

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃 〃 妻 [redacted]
所属部隊	大連港警備隊
役種	国民義勇隊
官等級	警水兵
戦死年月日	昭和二十年六月二十五日 大連港警備隊本隊
勤務概要	昭和十年一月二十四日 [illegible] 昭和十年 [illegible] 昭和十年 [illegible] 昭和十年

死時ノ狀況

[redacted]

昭和三十年八月三十日午後六時三十分

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃
所属部隊	大連港湾警備隊
役種	現役
官等階級	上等兵
戸籍筆頭者	[redacted]
戸籍番号	[redacted]
戦死年月日	昭和二十年六月一日
勤務概要	昭和十九年五月十五日 満州第二十六部隊ニ入隊 昭和十九年九月二十日 満州保防第隊ニ移動 〃 二十年五月五日 満州方面特別根据隊附ヲ命ゼラレ同日出発金沢丸乗船 〃 五月十五日 旅順着 〃 六月一日 大連港湾警備隊附ヲ命ゼラレ即日入隊
受傷年月日	昭和二十年八月五日
受傷部位	網膜出血
傷病名	不詳
備考	死亡番号 六五九九

兵種 陸軍

本籍番号 [redacted]

(福岡県)

死時ノ狀況　不詳

發病年月日時分　不詳　三五年八月三十日ヒヒヒは金州病院

記事

右申告ス

昭和三五年一〇月二日

申告者住所氏名　同　龍

申告者ノ資格　大連警察隊

入籍番号　[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

死没者調書

二

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃 〃
所属部隊	大連港湾警備隊
役種	国民兵役 兵種 兵科
官等級	氏名 [redacted]
戦闘詳況	昭和二十年七月十三日
勤務概要	昭和二年一月一日[redacted]庶務係ニ任ジ[redacted]第三海兵団入隊 昭和二年三月八日[redacted]式ヲ挙ケ海兵団入団 昭和三年三月八日[redacted]式ヲ挙ケ海兵団入団 昭和三年四月八日[redacted]賀祝賀祭ヲ挙ケ後昭和三年十月十日[redacted]本部ニ入隊 昭和十年七月四日大連港湾警備隊ノ命ニ接シ同日[redacted]警備隊着任
受傷年月日	昭和二十年八月十四日
受傷部位	細菌性赤痢
受傷疾病又ハ戦	

奈良

死亡番号 六五九五

56

5243

死亡ノ原因

[illegible]日午前[illegible]時[illegible]分

[illegible]

記事

遺骨ハ後日送ル

右申告ス

昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日

住所又ハ本籍地	[redacted]
申告人ノ住所	大連港湾警備隊
氏名	[redacted]
官等職	上等兵曹
戸籍番号	[redacted]

氏名

[redacted]

6-47 6670

5244

◎裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

死亡通知（確認）證明書

※（調製年月日）昭和 26年12月11日

※（調製官署）中部復員連絡局廣島支部

氏名	[redacted]	年月日生	[redacted]
戸籍の筆頭者		住所	
戸籍の表示	国籍 有 無	戸籍の表示	都道府県 郡 市 区 町 村
住所	帰還時の住所	[redacted]	帰還時の住所
死亡者の戸籍	本籍地	筆頭者氏名	

死亡通知の要旨

死亡者	氏名	[redacted]	年月日生
	住所	[redacted]	
死亡の時期	年月日時	昭21.9.8	
	死亡場所	平壌刑務所	
	傷病名	急性胃腸炎	
	發病時	不明	
	死亡區分	戦病死	
遺骨の有無及び遺骨の種別		遺骨なし	
遺留品		なし	

死亡の時の状況

故人は昭21年2月1日ごろ平壌刑務所に於いて急性胃腸炎にて病死

死亡者と本人との關係

故人の父母兄弟姉妹

死亡者と本人との方面

故人の父母兄弟姉妹

死亡者と本人との關係

故人の父母兄弟姉妹

通信所

[redacted]

確認者

[redacted]

確認者住所

[redacted]

確認者と死亡者との關係

[redacted]

確認者

[redacted]

6908

ア

死没者調書

本籍地 [redacted]

遺族住所氏名

所属部隊 大連港警備隊

役種 補充兵役

兵種 機関科

階級 上等機関兵曹

[redacted]

戦死年月日 昭和二十年五月十日

戦死場所 樺太真岡

動務概要

昭和十九年七月十五日佐世保発第二警備隊付

昭和二十年一月一日 旅順特別根據地隊付ノ命ヲ受ル

昭和二十年五月十日 佐世保出港 翌日五月十二日

真岡着 昭和二十年六月十日大連港警備隊復員ノ命ヲ受ル

即日大連着入隊

受傷年月日 昭和二十年八月五日

受傷部位 [illegible]

受傷原因及状況 [illegible]

香川縣

死亡番号 六七〇八

5246

死時ノ狀況

[illegible]

記事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

力

申告者　元山特根　上水 [redacted]

戦歿年月日時刻	戦歿場所	戦歿区分	本籍	遺骨有無	官職	氏名
21.9.12 0700	吉林	病死	[redacted]	有	一水	[redacted]

長崎縣　死亡番号　六二六六

佐世保地方復員援護連絡部

31

5248

寫

陸・海・邦　死亡　現認確認　証明書

裏面記載上の注意を見ておいて下さい。（※及び裏面の各欄は記載に及びません）

死亡者																		
所属（所轄）部隊又は職域名	固有	舞一特	細部所属	通称		開戦時の住所（在留地）	本籍地	[redacted]	区分	内容	発病時期	※	発病場所	佛印と推定	※	死亡区分	※	死亡日時	昭和21年10月日推定	※	死亡場所	宣安省 管留縣	※	死亡事由（傷病名）	不明	※	遺骨及び遺骸の処理	遺髮、舞軍援護局に送る	遺留品の処理	
地面	区局※																													
役種	現役	兵種																												
死亡時の級階（業職名職は又）	軍曹					留守担当者	現所住	[redacted]																						
氏名	[redacted]						氏名	統柄（父）	[redacted]																					
年月日生	[redacted]					死亡当時の状況及び参考資料	昭和二十年秋（十月頃）宣安省出発北上の途中現地人から日本人が死亡しているとの話を聞いたので土葬してあると云う墓に参拝した。世話になった現地人を訪れた。処遺髮を入れた紙に[redacted]受領した。死亡の日は推定である																							
女	(男)																													

資料提供者	
死亡者より富安省に向う途中現地人から日本人が死亡しているとの話を聞いたので墓に参拝した。[redacted]が世話になったので現地人を承知した。死亡の日は推定である。	
死亡者との関係	
現住所	[redacted]
所属（所轄）部隊（職域）	舞軍一特
階級氏名（名職）	[redacted] 印

一般同業者に比べて家族の入手し難いる情況	終結區分
佐世保人事業登録に七制定	公
	同
	不
世話課(務)に七制定	生
職員	

本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
所屬部隊	海特根
入團年月日	
等級	兵長
役種	[redacted]
兵種	
入隊番号	[redacted]
内地居住地	
内地到着年月日	
内地居住地番号	
戦地到着年月日	
戦地居住地番号	
戦地の概況	
戦地入隊年月日	
戦地出発年月日	
戦地出発時の状況	
戦地に於ける部隊	衆養大神
死亡年月日	昭和三十年十月十日
死亡場所	
死亡原因	結核病
死亡の時の状況	
死亡者の氏名	荒尾[illegible]

150-12

昭和　年　月　日

申告者	入籍者弾		等級	氏名
	本籍地	[redacted]		[redacted]
	現住所	[redacted]		
	所属部隊	朝鮮軍[illegible]兵[illegible]第[illegible]隊		

備考

一、戸籍謄本は死亡者の身分関係一切を処理するまで必要であるから慎重に且詳細に記入して下さい。

二、他人から聞いて承知した事項は其の旨末尾の欄外に記入して下さい。

7128
38
7
1/1

150-13

6576

戦病死者氏名

一所属　大連港湾警備隊

一等級氏名　一水　[redacted]

一死亡年月日　昭和二十一年十月二十九日

一病名　アメーバ赤痢慢性腸炎

一場所　金井病院

右報告者

海軍上等兵曹　[redacted]　横浜海軍大連支部

福岡

死没者調書

本籍地 [redacted]

遺族住所及氏名

所属部隊 大連港湾警備隊

役種 現役 兵種 兵科

官等級 一等水兵

戦地到着年月日 昭和二十年六月一日 旅順方面特別根據地隊

勤務概要

昭和十九年九月二十五日 相模海兵團入團
昭和十九年九月三十日 横須賀海兵團ニ入リ新兵教育ヲ受ク
昭和十九年十二月四日 特別教育ヲ受ク 同日 第一分隊ニ編入
昭和二十年二月一日 同隊第二分隊ニ編入
昭和二十年六月一日 旅順ニ着 同六月十日 大連港湾警備隊ニ配属
昭和二十年六月一日 即日入隊

疾病発病年月日 昭和二十年五月二十日 左肺浸潤ニテ入院 其後

受傷部位(病名) 相模海兵團ニ入隊ノ日 右側ニ第一期種痘ヲ受ケタルモ 種痘ノ時 腕ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第四十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第四十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第四十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第四十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第四十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第四十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第四十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第四十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第四十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第四十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第五十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第五十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第五十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第五十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第五十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第五十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第五十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第五十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第五十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第五十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第六十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第六十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第六十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第六十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第六十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第六十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第六十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第六十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第六十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第六十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第七十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第七十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第七十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第七十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第七十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第七十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第七十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第七十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第七十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第七十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第八十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第八十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第八十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第八十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第八十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第八十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第八十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第八十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第八十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第八十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第九十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第九十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第九十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第九十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第九十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第九十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第九十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第九十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第九十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第九十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百二十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百二十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百二十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百二十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百二十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百二十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百二十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百二十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百二十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百二十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百三十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百三十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百三十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百三十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百三十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百三十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百三十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百三十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百三十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百三十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百四十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百四十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百四十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百四十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百四十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百四十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百四十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百四十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百四十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百四十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百五十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百五十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百五十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百五十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百五十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百五十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百五十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百五十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百五十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百五十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百六十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百六十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百六十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百六十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百六十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百六十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百六十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百六十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百六十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百六十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百七十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百七十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百七十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百七十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百七十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百七十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百七十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百七十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百七十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百七十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百八十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百八十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百八十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百八十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百八十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百八十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百八十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百八十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百八十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百八十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百九十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百九十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百九十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百九十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百九十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百九十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百九十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百九十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百九十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第百九十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百二十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百二十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百二十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百二十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百二十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百二十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百二十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百二十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百二十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百二十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百三十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百三十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百三十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百三十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百三十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百三十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百三十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百三十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百三十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百三十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百四十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百四十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百四十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百四十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百四十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百四十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百四十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百四十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百四十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百四十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百五十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百五十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百五十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百五十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百五十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百五十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百五十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百五十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百五十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百五十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百六十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百六十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百六十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百六十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百六十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百六十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百六十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百六十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百六十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百六十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百七十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百七十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百七十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百七十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百七十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百七十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百七十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百七十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百七十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百七十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百八十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百八十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百八十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百八十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百八十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百八十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百八十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百八十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百八十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百八十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百九十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百九十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百九十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百九十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百九十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百九十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百九十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百九十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百九十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第二百九十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百十九期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百二十期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百二十一期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百二十二期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百二十三期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百二十四期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百二十五期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百二十六期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百二十七期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ右側ニ第三百二十八期種痘ヲ受ケタルモ 十日目ニ膿ヲ出シ 十日目ニ

死時ノ狀況

[redacted]

昭和二十年十一月四日 一〇三〇 金州陸軍病院

記事

遺髮[illegible]

右申告ス

昭和二十年一四月二日

申告者	本籍地 [redacted]
	住所 飯塚郡 〃
	所屬部隊 大連港湾警備
	氏名 [redacted]
	何等級 兵籍番号
	入籍年月日 [redacted]

[illegible]

力

大分

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃
所属部隊	大連港湾警備隊
役種	兵種
官等級	二等兵
氏名	[redacted]
戸籍番号	[redacted]
戦死年月日	不詳
勤務概要	不詳
戦傷発症年月日	不詳
負傷部位(病名)	不詳
負傷或病名及ハ戦	不詳

死亡番号 二二〇〇

死時ノ狀況

死亡年月日時刻 昭和二十年十月十八日 金州病院

記事

右申告ス

昭和二十年一一月二日

申告者住所氏名 [redacted]

本籍地同居者ノ氏名 大滝 [redacted]

[redacted]

管轄役場 上海

[redacted]

[redacted]

熊本縣

申告書

申告者				本籍		氏名	
所属	能部隊（部隊名）	横根	伍長	二等兵			

知相シタル戦没者、行方不明者、戦傷者等ノ氏名（昭和　年　月　日ヨリ　年　月　日マデ）

本籍	市郡区町村	番地	氏名	入隊年月日
[redacted]				

昭和二十年十月大連北方三〇粁[redacted]中尉（[redacted]）ノ指揮下ニ作業中ソ軍兵ニ銃殺セラレタ

（遺骨所在不明）

[redacted]

右ハ昭和三十年十二月[redacted]中尉ヨリ報告ヲ受ケタ[redacted]長ソ軍大尉（[redacted]）ニ於テ大連市内ニ[redacted]

注意（一）本人ノ在籍部隊所属ハ別紙ニスル。
（二）戦況説明ハ出来レバ略図アツケ加ヘルコト。

5257

87

死亡者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃
所属部隊	船舶警戒部大連支部
役種	国民兵
官等級	一等水兵
戦地ニ着ク年月日	昭和五年一月八日
勤務概要	昭和五年一月十二日廣島海軍團ニ入團 昭和五年一月八日船舶警戒部ト為リ武山海兵團ニ於テ教育ヲ受ク 昭和五年一月八日教育ヲ終ヘ大連ニ到着 昭和五年一月八日船舶警戒部大連支部ニ配属ヲ命ゼラレ同日ヨリ船舶警戒隊ニ勤務 昭和五年五月八日船舶警戒部移転ニ伴ヒ大連支部ニ勤務 昭和五年七月七日船舶警戒部大連支部ニ配属ヲ命ゼラレ同日ヨリ船舶警戒隊ニ勤務 昭和五年八月十二日 大連支部ニ着
兵種	兵科
入籍番号	[redacted]
死亡年月日	昭和五年八月十二日
死亡場所	昭和五年八月十二日
死亡ノ原因	結核性疾病
受傷疾病及ビ戦傷	何

13

102

5258

死亡ノ狀況　病死

發病年月日時分　昭和二十年十月下旬　金州病院

記事

右ノ者死亡

昭和二十一年四月二日

本籍地	[redacted]
最後ノ住所	〃
所屬部隊	大連港灣警備隊
官等兵種	〃
戸籍番号	[redacted]
氏名	[redacted]

10-40

死亡現認（確）認証明書

裏面記載上の注意を見て書いて下さい（※欄は裏面の各項に記載に及び出せん又は出方がわからない点があります時は遠慮なく問合せに聞いて下さい）

| 死亡者の表示 | | |

発論	昭和　年　月　日
発論	班　号
経由	
発	
起	
通知先	
検印	

摘要	
飯盛近郊実施「死亡確認」（年月日、満何才）と書類等により確認する如く努力したが遂に目的を果すことなく、死者が[redacted]氏であることは私の持参した写真及指紋票等により本人に間違いないと判断する。	左記
尚[redacted]氏は元軍人である。	

文書番号　捜索網査

調査担当官署公官所見

提供者[redacted]氏は終戦後「飯盛近郊」に於ける行動の経路状況等記憶明瞭にして、未復員者捜索に対しては積極的に協力され捜査叶受けた印象よりして同氏提供資料により死亡処理の態様として利用するに差支なしと判断する。

尚提供者は私費により当市定を訪れ[redacted]氏の写真と支行するとともに自典祭にて聞知した知り合いを連絡清ひする

官署名　調査官

資料区分の変更　旧　新

（記載上の注意）

一、本証明書は、未帰還者の死亡の確認を行う場合の基礎となる證拠書類でありますから特に正確に書いて下さい。従って、記載が不確実なる箇所にはりをつけてその旨を明かにして下さい。

二、死亡を知った方法の欄には、自から確認した（見た）死体をとった、臨終に立合った、屍衛兵に立った、慰霊祭又は葬儀に参列した、「噂」から聞いた、死亡したことを命令等で見た等死亡事実を知った方法を具体的に書いて下さい。

三、死亡当時の状況はなるべく詳細に記入して下さい。又参考資料として「貴方の外に本人の死亡事実を知っている人があればその人の氏名、所属部隊、本籍地等」「死亡者の特徴（容貌、体格、特徴、部隊等）」「死亡者が軍属の場合は、その官等俸給（日給）、採用年月日等」その他死亡者について御承知になっていることは附記して下さい。

四、資料提供者の記入欄中記入の用紙なかった事項を、調査官が訂正又は補充した場合は「」を附して記入し、資料提供者の記入したものと明瞭にすること。

長崎 6601 マ

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃
所属部隊	大連港湾警備隊
兵種	兵科
階級	現役
官等級	一水
戦死傷年月日	不詳
勤務概要	不詳
受傷年月日	不詳
受傷部位（病名）	不詳
受傷疾病又ハ戦	不詳

死番号 七

[redacted]

57

死時ノ狀況

死亡年月日時刻 昭和二十二年二月八日

[redacted]

死亡場所 [redacted]ソ連病院

記事

右申告ス

昭和二十二年一四月二日

申告者 本籍地 [redacted]

住所 [redacted]

所屬部隊 大港警

官等職 上等兵

氏名 [redacted]

入籍番号 [redacted]

[redacted]

死没者調書

本籍地	[redacted]
遺族住所及続柄	〃 〃
所属部隊	船舶警戒部[redacted]隊
役種	補充兵
兵種	兵科
官等及氏名	上等水兵 [redacted]
入籍番号	[redacted]
戦闘詳報番号	昭和二十年八月十二日
	昭和二十年七月二十七日 横須賀[redacted]隊乙所
動務概要	昭和二十年八月十七日 大連支部着
死傷年月日	昭和二十年十一月十一日
死傷部隊	病死
死傷場所及戦況	昭和二十二年一月二十三日 金州病院より帰還ノ為

104

5264

死亡時ノ狀況　大連ニ向フ進軍列車内ニテ死亡　病死

死亡年月日時刻　同年

記事

右申告ス

昭和二十年　四月　日

申告者　住所　[redacted]

申告者　住所　[redacted]

申告者　住所　[redacted]